

## 一般市販暗号特例の非該当化の舞台裏

第一輸出管理事務所 米満 啓

### 1. はじめに

3月に開催された安全保障貿易学会第25回研究大会の第1セッションのテーマは「日本の安全保障貿易管理の30年」。今回はこれにちなんで一席回顧談にお付き合いください。

おはなしするのは2012年のリスト改正で実現した一般市販暗号品の「非該当化」運動の舞台裏です。

今でこそBluetoothつきPCのような一般市販暗号品は輸出令別1の9項(7)/貨物等省令8条九号非該当ですが、その昔は「9項(7)該当だが輸出令4条特例によって許可不要」という仕組みでした。それでは負荷が大変なので、民間では「最初から9項(7)非該当」の方式を、と切望していました。要望は長年にわたり何回も政府へ提出されたものの、そのたびに斥けられてきました。2012年の改正は、経産省との折衝に当たった(情報通信専門委員会をはじめとする)CISTECの粘り強い努力が実ったものといえます。

本稿ではこの歴史的得点について、ゴールシーンの1年ほど前に交わされた数本のパスのことをおはなししたいと思います。

### 2. 市販暗号特例の非該当化問題とは何か

あれから5年以上も経っているので、改正前の時代を御存知ない方もおられるかもしれません。そこで簡単に、それがどういう制度で、どんな問題があったのかをまとめておくことにします。(既にご存知の方はスキップして次節へ進んでください)

#### 2.1 どういう制度であったか

ワッセナー協定(WA)のCategory5-2では、下記Note3の条件を満足する一般市販品であれば、たとえスペックがリスト該当のものでも規制外と定めています。

#### **Category5-2**

#### **Note 3 Cryptography Note**

5.A.2. and 5.D.2. do not apply to items that meet all of the following:

- a. Generally available to the public by being sold, without restriction, from stock at retail selling points by means of any of the following:
  1. Over-the-counter transactions;
  2. Mail order transactions;
  3. Electronic transactions; or
  4. Telephone call transactions;
- b. The cryptographic functionality cannot easily be changed by the user;
- c. Designed for installation by the user without further substantial support by the supplier; and
- d. Not used since 2000

e. When necessary, details of the items are accessible and will be provided, upon request, to the appropriate authority in the exporter's country in order to ascertain compliance with conditions described in paragraphs a. to c. above. (2011年当時の条文抜粋)

これに対応する我が国の規定は、輸出令4条1項六号(項番は2011年当時のもの)。そこでは、「暗号特例告示の条件を満足…下線部(A)…し、かつキャッチオール(CA)規制に抵触しない…下線部(B)…もの」ならば、たとえスペックがリスト該当でも許可不要と定めています。

「なんだ、WAとどこが違うのさ」とお感じのことと思います。その通り、実質的には同じです。違いは、わざわざ輸出令4条を動員し「特例として」の5文字を加えた上で、同じ結論(許可不要)を導いている点のみ。

**輸出令4条1項六号**

別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の九の項の中欄に掲げる貨物((七)、(八)又は(十)に掲げる貨物に係る部分に限る。)のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が(A)告示で定めるもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を輸出しようとするとき(B)別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも)該当しないときに限る。)

**暗号特例告示(上掲(A)で言及された告示)**

輸出貿易管理令別表第1の9の項(7)から(10)までのいずれかに掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものうち、次のすべてに該当することが当該貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるもの

- 一 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの
- 二 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの
- 三 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

御覧の通り論理構造もWAと違いはありません。「告示」=「WAのNote3」ですから。

細かく見ていくと、下線部(A)を満足すれば残るは(B)のCA規制のみ(つまりリスト規制外)。つまり告示を満足する暗号品は16項品と同じようなもの、とも言えるわけです。

条文上からもそれを確認することができます。下線部(B)で言及された4条1項三号にも「16項(1)品はCA規制要件に抵触しないなら許可不要」とあるからです。くどい言い方で恐縮ですが、つまり「告示の条件を満足する9項(7)~(10)品」と「16項(1)品は、ともに規制リストの掲載されているが、CA規制に抵触しない限り許可不要という4条特例の対象」ですから条文上のステータスも同じようなものいえるわけです。言葉だけではピンとこないでしょうから次頁の条文で確認ください。

**輸出令 4 条 1 項 三号**

別表第一の**㉔十六の項(1)に掲げる貨物**（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、**㉔次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき**（後略）

同じ話の繰り返しですみませんが、**要するに暗号特例対象の 9 項(7)～(10)品は実質上 16 項品（非該当品）と同じだ**ということです。

**2.2 何が問題だったか**

問題は「**告示の条件を満足する 9 項(7)～(10)品**」が**実質上は非該当品と同じなのに、現実の取扱いとしては異なる**（「該当品だが特例規定で特別に許可不要」という扱いゆえに手続実務が変わってくる）というところにありました。（16 項(1)品も「特例規定で特別に許可不要」である点は同じなのに、実務上は「非該当」と扱われる。アンバランスな感じがしませんか？）

さてそれで現実にはどんな問題が生じていたのか。主なものを 3 点挙げておきます。

**【問題 1】 物々しい該非判定書の文言に多くの人が動揺する**

当時 Bluetooth つき PC のような「告示の条件を満足する 9 項(7)～(10)品」の判定文には次のような文言が使われていました。（非ホワイト国向け案件の場合）

本品は輸出令別表第 1 の 9 項(7)／貨物等省令 8 条九号に該当します。  
但しキャッチオール規制のインフォーム要件・客観要件に該当しない場合に限り、輸出令 4 条六号（暗号特例）の適用により、大臣の輸出許可は不要です。

一般の人にとって「規制リスト該当」という言葉は衝撃的です。「許可不要」と言われても、それが「特例という狭き門」が適用される場合のみとあつては、救われた気持ちになりません。

このため、輸管部門や通関部門を除く一般の社員（たとえばお客さん…輸出者…へ判定書取次をする営業部員など）が動揺し、詳しい説明を輸管部門に求めるという事態が頻発していました。

**【問題 2】 通関ミスを誘発しやすい**

たとえ許可不要といつても、「そもそも規制非該当」と「規制該当だが特例適用可」のケースでは、通関申告における「輸出承認証等区分」欄の記載方法が異なります。

**FE**: 外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という）第 4 8 条第 1 項に該当するもの（輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という）第 4 条第 1 項第 3 号イからニまたは第 4 号イからニ該当の有無を含む。）  
**N1**: 「FE」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合（※ 暗号特例適用案件はコレ）  
**NO**: 上記に該当しないもの（輸出承認等不要の場合）（輸出令第 4 条第 1 項第 3 号イからニまたは第 4 号イ からニ非該当を含む。）  
…経産省「NACCS 貿易管理サブシステム」2017 年テキストより

もし当時「暗号特例ゆえに許可不要」の Bluetooth つき PC を、「非該当」と勘違いしてコード「NO」で申告したら関税法違反でした。（「N1」のコードが正解）

### 【問題3】 形だけの該当品が多数出現し、社内管理の障碍になる

某総合電機メーカーの2011年上半期の実績は「リスト該当；4万件（但しPCが圧倒的に多い）」だったといえます。また『CISTEC ジャーナル』2011年9月号の座談会にも

年間該非判定1.3万件のうち、該当はわずかに2%、該当のそのまた95%が暗号特例。という某社の記事があります。

私の在籍していたメーカーでも、当時は約五百の暗号特例対象品が規制該当品として登録されていました。（それに対して、特例対象外の「正味の該当品」は数十のレベル） そのメーカーでは、規制該当品は全数を、重役陣から構成される輸出管理委員会に報告し社内に掲示するシステムでした。そのため私たちは毎月のように、何十もの「形だけの該当品」について、委員会報告と社内周知作業に追われていたのです。

### 3. 前史…非該当化要望の挫折の数々

このような問題を背景として、「特例で許可不要」ではなく「非該当」にしてほしいという声は古くからありました。2003年2月には早くもCISTECの通信・セキュリティ分科会から概略次のような要望書が経産省に提出されています。

#### 2003.2.20 要望書抜粋

現在、一般市販等の要件を有する暗号貨物は、輸出令第4条第1項第五号\*の、いわゆる「特例」扱いとなり、その要件は暗号特例告示で具体的に規定されています。

このため、暗号貨物メーカーにおいては、通常の該非判定を行い「該当」とした後、販売（提供）形態が告示の規定に該当することを確認して「特例」として輸出許可不要とする、2段階の手続きを行っています。しかし、昨年度のCISTECアンケートの回答にもあるように「該当でも許可不要というのは該非判定上わかりにくい」という意見が多くあります。（中略）

ワッセナー・アレンジメント（以下WAという）のカテゴリー5のパート2の冒頭にあるCryptography Noteは次のように規定されています。

5.A.2. and 5.D.2. do not apply to items that meet all of the following:

これはSystem, equipment and components と software 全体を規制しないと解釈できます。更に Note には

Note 5.A.2 does not control

とあり、Note において「does not control」となっている a から f は、省令8条九項にて「ホからヌまでのいずれか」を除外している文言に対応しています。

したがって、WAの規定の主旨に合わせ、現在の「該当だが許可不要」から「非該当」の扱いとすることが必要であると考えます。このことにより、メーカー日社内管理における手続簡素化及び取扱い明確化が可能となると考えます。

\* その後項番の変更があり、2011/2012年の条文では「第六号」がこれに相当する

残念ながらこの要望は当時かなえられませんでした。その後も継続して同様の要望が

提出されたものの、依然採択にはいたりませんでした。

難航した理由を要約すると、規制のそもそも論、貨物等省令の役割論、それから問題の切実性が政府に伝わっていなかったこと、の3点と言えましょう。

### 【理由1】そもそも論…「許可不要である以上、それでいいじゃないか」

審議会などではしばしば「許可にかからしめるか否か」という形で規制の是非を論じます。「肝心なのは許可要否の結論だよ」というわけで、その結論を導く過程・論理には拘泥しない。相撲に例えると、勝ち負けの結論が変わらないなら「決まり手が上手投げでも出し投げでも同じでしょ」ということ。たしかに正論です。

もっともちよつとうがった見方をすると、こうも言えます。許可不要という結論を打ち出せば規制当局としての責任は全うされる。通関申告の事務をどうするか、あるいは企業の管理をどうするかは、税関・企業に任せる（経産省マターではない）。

### 【理由2】貨物等省令の役割論…「一般市販品か否かは、省令の守備範囲外」

規制貨物の仕様を記述するのが本分である貨物等省令には、販売の態様（一般市販品か否か）記述はなじまないのではないかと、という議論です。別途新しい論理の法令を作り出さねば「販売の態様ゆえに非該当」という命題を導けないのではないかと。わざわざ新法令が必要とすればかなりの大仕事と言わざるをえないでしょう。（但し絶対克服不能という問題ではない旨を[附録の7](#)に記しました）

### 【理由3】要望の切実性が十分伝わっていなかったのではないかと

これは私たち民間の側のアピールにも問題があったかと思えます。

たとえば前掲2003.2.20 要望書が挙げた「判定上のわかりにくさ」だけなら必ずしも致命的ではありません。（慣れれば我慢できるかも） また「WAの規定ぶりに日本も合わせましょう」という提案も、単なる形式論と受け取られる余地があったかもしれません。

前述の【理由1・2】で述べたような事情がある分だけに、当局に動いてもらうためにはこの「本当に困っている」という切実性のアピールが相当大きなウェイトを占めていたように感じます。

これら諸々を一括りに『CISTEC ジャーナル』2012年7月号では次のように表現しています。

規制当局側の「特例でも非該当でも非規制という意味では同じなのに、なぜ法令を改正する必要があるのか？」という思いと、産業界側の「非規制という意味で同じなのに、なぜ市販暗号製品だけ他の非該当品と別に管理させるのか？」という思いとの間に、うまく接点が見いだせず、長い間改善されることはなかった。

#### 4. 草の根運動を組織する

さてここからが、私たちの運動のおはなしです。

##### ◆運動の発端

きっかけは CISTEC 分科会 A 委員からのメールでした。(紙幅の関係で多少端折った書き方に変えてあります。)

##### A 委員から同志一同へ (2011.4.14)

- ・ノート PC の通常の輸出通関では「要否」だけでなく「許可不要」の理由も申告。そのため企業としては「コード NO (スペック非該当)」か「コード N1 (スペック該当だが 4 条特例適用)」かを個別に管理せねばなりません。ところがハンドキャリーでは「許可不要の理由」の申告不要としています。
- ・それならハンドキャリー時の取扱いを標準として、通常の輸出でも「許可不要理由省略」を希望して、つまり NO でも N1 でもいいんじゃないかしら？
- ・この通関方法の問題を、CISTEC 活動アンケートで (総合部会の) 文系委員会に提起しようと思っています。

##### ヨネミツ (2011.4.14)

- ・「ハンドキャリーでおおらかな扱いだから通常の輸出でもよろしく」という展開は難しそうです。(ハンドキャリーの手続自体が「特別な簡便法」かと思われる)
- ・やはり火元であるリスト規制を変えるしかないでしょう。

##### A 委員 (2011.4.15)

- ・2 本立てで CISTEC アンケートに要望を書こうかな、と考えております。
  - ① 情報通信委員会へ「個人ユース目的の旅具通関品」、「市販品」について「9 項(7)暗号装置からの削除」を求める。  
前者は WA カテゴリー5-2 の Note2 に、後者は Note3 に根拠規定あります。こんなに頻度が高いのに、特例扱いというのは、そもそも、リスト規制規定そのものが実効的ではなくなってきている証拠です。改善要と考えます。
  - ② あり方専門委員会へ「通関制度の見直し」を求める。  
敢えて「N1 と NO を区別」して統計的に認識する必要はないんじゃないか。それが無理なら「暗号特例品だけでも 16 項目と同じような扱いの分類枠」を設けてもらえないか。

##### ヨネミツ (2011.4.15)

- ・「通関制度」をターゲットにするのは難しいと思います。  
「N1 と NO の区別」は統計目的だけではないような気がするし、「暗号特例品だけ別枠」というのも税関が「経産省の政策との整合性を確認した上でないと」と渋るんじゃないかと。(やはりターゲットは別 1でしょう)
- ・運動を起こすなら、他にも意見を出すべき委員会・分科会はあります。  
セキュリティ分科会；リスト論議の主戦場  
あり方委員会；「内外法令の整合化」の観点から  
コンピュータ分科会；制度改正の受益者なんですから  
自主管理分科会；(意味のない) 該当品多発のせいで管理が散漫になる、と  
制度手続分科会；税関との接点でもあるので、情報収集しつつ何かいえるかも



◆賛同者をつのり運動を拡大

A 委員 (2011.4.27)

- ・情報通信専門委員会へ本日、「個人ユース目的の旅具通関品」、「市販品」の「9 項(7)暗号装置からの削除」要望をアンケート回答として提出しました。
- ・あり方専門委員会にも出そうかな。
- ・これがスタートになるようにフォローせねばなるまい、と思います。

ヨネミツ (2011.4.27)

- ・最初に声をあげた人は間違いなくえらい！
- ・あとはみなで声をそろえることが大切です。CISTEC のアンケートでも同じ意見が重なれば「何票集まっています」ということで扱いが違います。

ヨネミツから同志一同へ (2011.4.28)

- ・CISTEC から 5/6 締め切りで御意見拝聴アンケート が届いていることと思います。
- ・A さんが「大量市販暗号品を、特例扱いでなく非該当に」の要望を出されました。私も同趣旨で意見を書くつもりです。
- ・この種の要望は一社だけの単発だと「こういう御意見ありました」で終わり勝ちですが、同じ意見があちこちから聞こえてくれば展開が違ってくるのではないかと考えました。みなさんにもご賛同いただければうれしく思います。

多数の「同志」が意見を提出してくれたおかげで、5 月下旬開催の複数の分科会で注目案件として紹介され、上部機関（専門委員会）でも取り上げられることになりました。

参考まで、私の提出したものをお目にかけます。（＜理由 6＞に誤りが後日判明しましたが原文のまま掲載します）

大量市販品特例対象の暗号機能品の非該当化

- 理由 1 国際レジームでは非該当の扱いにしている。
- 理由 2 同じ大臣許可不要でも、特例利用と非該当では通関申告が異なるので、輸出者には該非チェックの負担が大きい。
- 理由 3 一方、行政側から見ればどちらも許可不要で同じこと。輸出承認証等区分欄を「NO」・「N1」のいずれにするかだけの違いしかない。
- 理由 4 実際にパソコンの輸出に当たって「NO」・「N1」の区別をつけるためだけのために苦勞する事例が多い。
- 理由 5 しかも旅具通関の際には「NO」・「N1」の区別を申告する必要がない。これは行政側にとって両者を区別することに死活的な重要性がないことの証拠である。
- 理由 6 遵守基準等省令の実施により、たとえ許可不要であっても該当品の輸出を反復して行う組織は同省令二号団体として内部規程制定をはじめ厳格な管理が必須となった。ところが現状では単にパソコンを旅具通関で携行出張する機会が多いだけで、あらゆる組織（官庁も含む）が二号団体となり無駄な管理を強いられる。

上記＜理由 6＞の問題点

遵守基準省令は 4 条において「輸出令 4 条 1 項該当の輸出のみを業として行う者」に対して、同省令 1 条二号のイ～チを免除しています。したがって「業として輸出するのが 16 項品や暗号特例品だけ」なら、二号団体にはなりません。

## 5. 雄弁を以て輿論を牽引する

こうして市販暗号品の問題は注目を浴びて CISTEC の土俵に乗ることができました。次の課題は、その土俵上でいかにアピールし、キーパーソンの心を動かすかです。その昔、諸葛亮が呉の首脳陣を説いて赤壁の戦いを演出したように。

### A 委員 (2011.6.3)

- ・ 昨日の通信情報専門委員会の報告をします。
- ・ アンケート結果に市販暗号貨物の非該当化について、延べ17件ものアンケート回答があった。
- ・ 今後の行動・見込みについて尋ねたところ事務局から次の情報；  
経産省内部では、非該当化されれば企業が楽になることを理解しているようだ、副次的暗号（解釈通達改正によりリスト非該当化意向）との制度上レベルのギャップを感じているようだ。
- ・ 6日開催の貨物部会に経産省も出席するので、本件について発言する役回りを事務局が小生に振ってきました。席上、あちらがどうおっしゃるか、出席予定者の方は楽しみに。

### ヨネミツ (2011.6.3)

- ・ ちょうど外部向けの説得文書を書いたところだったので、勇士へのはなむけとして送ります。
- ・ この文書は、もし経産省が乗り気になってくれ、学会や経済団体に意見聴取する展開になったときのため、予め散布しておこうという趣旨で作りました。
- ・ 詳しくは添付を見て貰うとして「4条1項で扱うことへの違和感」への言及は明日の貨物部会プレゼンのお役に立つかもしれないと期待しています。  
サワリは  
4条1項は「輸出時の状況に基づく考慮事項」だが  
その貨物が一般市販品であるということは「輸出時の状況に係る特性」でなく「モノ自体としての特性」ととらえる方が実態に合っているという部分です。

### A 委員 (2011.6.7)

- ・ 昨日の貨物部会で経産省に次のように質問しました；  
まず非該当でなく特例であるが故に発生している弊害について認識を共有したい。  
その上で、  
貿易管理部としては、どのように現状を認識されているのか？  
あるいは、改善、変革のアクションはどのようにお考えか？  
教えてください！ という質問しました。
- ・ 経産省の方の御返事は  
いただいた弊害の大部分は認識している。  
政令事項なので、ある程度、何が起こるのかをシミュレーションしてから、CISTEC に提示したい。



## 6. 後日譚

非該当化に向けての経産省との折衝はここからが佳境に入るわけですが、私たちの活動はこうして「CISTEC ロケット」の点火に成功したところで一旦休止となりました。

その後の推移についてザッとまとめておきます。

### ・『ジャーナル』2011年9月号

巻頭座談会<規制合理化、簡素化に向けて大いに語る！>で、まっさきに本件が取り上げられ、ほぼ1頁にわたって問題性が語られました。

今振り返るとあれは、改正要望で大攻勢をかける狼煙か援護射撃だったかと思います。

その間も、経産省へ再提案するための論点整理や表現のブラッシュアップ、そして予備折衝は行われていた筈で、それは11月14日の要望書に結実します。

### ・経産省への要望書提出 [http://www.cistec.or.jp/service/cistec\\_teigen/medi\\_teigen2011/data/111114-7.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/medi_teigen2011/data/111114-7.pdf)

この要望書の中でも、年度初めのアンケートで本件に関する要望が票を集めたこと（全要望数の4割）が紹介されています。

### ・『ジャーナル』2012年1月号

特集記事<安全保障輸出管理の制度改正の今後の見通し>の中で、本件が約1頁半にわたって詳説されています。おそらくこの段階ではCISTECも実現に相当の手ごたえを感じていたのでしょう。記事を次の1文で結んでいます。

次の規制リスト改正時に「非該当」の文字が光輝くことを期待したい。

### ・責任者のための輸出管理セミナー 2012年2月3日

セミナー第1講<安全保障輸出管理の重要性と今後の展開>の中で、「当局が非該当にする」と宣言した旨の情報が明らかにされる。やはり年頭あたりには勝ちが見えていたのだと思います。

### ・リスト改正案の意見募集 2012年6月9日

ここで市販暗号品の非該当化の条文案が公表されました。

### ・改正リストの公布（2012年7月19日）と施行（8月1日）

まあ私たちがしゃしゃり出なくても、（あれだけ多くの方がエネルギーを傾けたのですから）いずれ市販暗号品は非該当化されていたような気はします。しかしそれが2012年に実現するに当たっては、私たちの活動も寄与するところがあったのではないかと考えています。

## 大量市販品特例制度に関する意見

## 1) はじめに

実効性ある輸出管理を目指し、皆様が行なってきた活動の役割は小さくありません。最近では内外規制項番体系の一本化の要望が注目すべき提言と思います。それは、この提言の持つ根源的な意味、効果の大きさによるものでもあります。これをきっかけにして内外規制のディテールを詳細に比較検討しようという動きが加速していることも見逃せない側面であります。

大量市販品特例制度問題もそうした内外差異の具体例の一つですが、現に「目に見える形で広く不便が発生している」ということから、特に御検討を希望する次第です。

## 2) 要約

Windows や (無線 LAN つき) PC は、その強力な暗号機能ゆえに、外為令別表・輸出令別表第 1 のそれぞれ 9 項規制に該当します。最近では無線 LAN のない PC でも規制暗号機能を持つものが増えてきました。海外出張の持ち出しをはじめ、輸出時に大臣許可を求められることはありませんが、これはいわゆる大量市販品特例が適用されるためです。

一方、国際レジーム (WA) や諸外国の制度では、これらははじめから規制リスト非該当とされています。

一見「特例適用でもリスト非該当でも、許可不要である以上は同じこと」に思えますが実務では差があり、現行制度は企業の輸出管理に大きな負担となっています。もし諸外国の制度と同様に我が国でも「規制リスト非該当」と扱うならば、いささかも我が国の安全保障を犠牲にすることなく企業の負担を軽減できます。それにより企業では、微妙な案件のチェックなどにリソースを集中することができ、一層実効性ある輸出管理が可能になります。

## 3) 現行制度での運用状況

確認のため外為法の現行制度がどうなっているかを簡単に記します。

Windows の暗号機能	PC の暗号機能
<p>【規制リスト】</p> <p>貨物等省令 21 条 1 項九号の規制仕様に該当。このため外為令別表の 9 項(1)中欄に該当し、外為法 25 条の 1 項・3 項の対象に。</p>	<p>【規制リスト】</p> <p>貨物等省令 8 条九号で規制仕様を記述。規制仕様なら輸出令別表第 1 の 9 項(7)中欄に該当し、外為法 48 条 1 項の対象に。</p>
<p>【特例規定】</p> <p>貿易外省令 9 条 2 項十四号ロの大量市販品特例の適用対象になるので外為令 17 条 5 項の規定により大臣許可不要。</p>	<p>【特例規定】</p> <p>暗号特例告示の適用対象になるので輸出令 4 条 1 項六号の規定により大臣許可不要。</p>

## 4) 特例と非該当が実態として「同じではない」2つの理由

## 4-1 通関手続

出張時の携行の簡略手続 (旅具通関制度) を別として、一般の輸出において税関長へ提出する輸出申告書では「輸出令非該当ゆえに大臣許可不要」なのか「輸出令該当だが特例規定により大臣許可不要」なのかを明記しなければなりません。(外為令については記入不要です) つまり通関手続き上、両者は「同じではない」のです。

その結果どうなるか。PC は大量市販品ですからたとえ輸出令 9 項の該当であっても暗号特例

により大臣許可不要です。もし無線 LAN つきの PC であれば明らかに輸出令該当なので「輸出令該当だが特例規定により大臣許可不要」というわけです。一方無線 LAN なしでも輸出令該当の暗号機能を有するケースがありますが、その該非は一般ユーザーには判断不能であり、都度メーカーに確認しなければなりません。

まとめると下表の通りです。

無線 LAN が	輸出令 9 項(暗号規制)	輸出手続
ある場合	明らかに該当	暗号特例で大臣許可不要と即断可能
ない場合	一般ユーザーには判断不能	大臣許可不要は最初から分かっているが、「非該当」・「該当だが特例規定適用」のどちらかで申告すべきかメーカーに聞かねば分からぬ。

つまり問題は、無線 LAN の搭載がないため「明らかに輸出令 9 項該当とは言い切れない」ケースの判定の手間ということです。件数が多いためメーカー側も輸出者側も大きな負担になっています。諸外国にならない取扱を「規制リスト非該当」に改めることで、この負担を取り除くことができます。

しかもそれは元々大臣許可不要な案件の事務取扱の変更に過ぎないので、我が国の安全保障をいささかも損なうものではありません。

#### 4-2 遵守基準省令

外為法 55 条の 10 第 2 項は、「輸出を業とする者」が「特定重要貨物等」該非確認の仕組みを設けるべきことを定め、具体的には遵守基準省令 1 条において該非確認責任者設置を求めています。条文中に特記はされていませんが、そのような仕組みを社内を作る以上、「輸出を業とする者」には該非確認の義務が課されているものと考えねばなりません。

さてここで「特定重要貨物等」とは、外為令別表の 1～15 項中欄該当技術、輸出令別表第 1 の 1～15 項中欄該当貨物のことを指します。1～15 項中欄該当であれば、たとえ「特例規定で大臣許可不要」な品目でも「特定重要貨物等」の例外とはされません。

PC に話を戻すと、たとえ「大臣許可不要と分かっている」ものであり、しかも旅具通関ゆえに「税関も大臣許可の理由（特例適用カリスト非該当か）を求めない」ケースであっても、あくまでも「輸出を業とする者」としては該非確認が必要になるわけです。

すなわち「非該当」と「特例規定で大臣許可不要」は、ここでも「同じでない」のです。

##### 外為法第 55 条の 10 第 2 項

輸出者等遵守基準は、第 25 条第 1 項に規定する取引によつて提供しようとする特定技術又は第 48 条第 1 項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たつて遵守すべき事項について定めるものとする。

##### 遵守基準省令第 1 条第 1 項第一号

イ 法第 25 条第 1 項に規定する取引によつて提供しようとする特定技術又は法第 48 条第 1 項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認（以下この条において「該非確認」という。）についての責任者（以下この号及び次条において「該非確認責任者」という。）を選任すること。

##### 特定重要貨物等を定める省令

外国為替及び外国貿易法第 55 条の 10 第 3 項の特定重要貨物等は、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）別表の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる技術及び輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物とする。

### 5) 国際レジームの規定

WA のカテゴリ 5 (パート 2) では次のように定めています。

<p>Note 3 Cryptography Note</p> <p>5.A.2. and 5.D.2. do not apply to items that meet all of the following:</p> <p>a. Generally available to the public by being sold, without restriction, from stock at retail selling points by means of any of the following:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Over-the-counter transactions;</li> <li>2. Mail order transactions;</li> <li>3. Electronic transactions; or</li> <li>4. Telephone call transactions;</li> </ol> <p>b. The cryptographic functionality cannot easily be changed by the user;</p> <p>c. Designed for installation by the user without further substantial support by the supplier; and</p> <p>d. Not used since 2000</p> <p>e. When necessary, details of the items are accessible and will be provided, upon request, to the appropriate authority in the exporter's country in order to ascertain compliance with conditions described in paragraphs a. to c. above.</p>
---

これによりWAにおいては「規制リスト外」とされているわけです。

### 6) 米国規定

米国 EAR における Note3 は「5.A.2. and 5.D.2. do not apply」ではなく「ECCNs 5A002 and 5D002 do not control」と規制項番を限定した表現になっています。つまり大量市販暗号品はたしかに「全くの規制リスト外」ではありません。

このことから「米国は、大量市販暗号品を非該当としていないではないか」とする議論がありますが、そこには重大な誤解があります。というのは「ECCNs 5A002 and 5D002」から外された暗号品は、自動的に「テロ支援国専用規制の 5A992・5D992」に分類されるからです。そもそも米国では原則としてあらゆる品目が「テロ支援国」向け輸出規制対象になっているわけですから、ECCN が 5A992・5D992 ということは輸出者にとっては実質的に非該当

(EAR99) と同じことなのです。そして大量市販暗号品の場合は、鍵長などの暗号仕様を調べることなく「実質的に非該当と同じこと」である 5A992・5D992 の判定ができるわけです。

ここまですハードウェアの規制 (5A992) に焦点を当てて整理すると次表のようになります。(単純化のため、キャッチオールなどのユーザー特性に基づく規制は省略)

品目の性質	ECCN	「テロ支援国」向け	「テロ支援国」以外	
大量市販品でなく、かつ暗号仕様強の暗号品	5A002	規制	規制	
大量市販暗号品	暗号仕様強	5A992	規制	規制外
	暗号仕様弱	5A992	規制	規制外
一般の非該当品目	EAR99	規制	規制外	

更に付け加えると、5A992 という情報は通関手続きにも使うことができます。すなわち米国では通関手続きにおいても、大量市販暗号品は「非該当品と同じ」扱いを受けていることが分か

ります。

我が国・WA・米国の対比を示したのが次の表です。

	「非該当＝暗号機能弱い」か 「特例＝大量市販品」かの区別	具体的内容
日本	区別する	まず該非（暗号機能の強弱）を判定 その次に大量市販品かを判定
WA	しない	大量市販品かの判定のみ
米国	しない	大量市販品であれば暗号機能の強弱に関係なく 5A992（ソフトなら 5D992）。但し 5A992 の取扱は実質的に非該当(EAR99)と同じ

我が国においてのみ、大量市販品であっても該非（暗号機能の強弱）の確認が求められていることが分かります。

#### 7) 輸出令 4 条 1 項における暗号特例の異質性

ここまで、大量市販暗号品が「非該当でなく特例扱い」となっているため生ずる負担、国際レジームや米国との対比を見てきました。しかしそれでも「法令は許可にかからしめないという点を定めれば十分」であり、「通関手続きは財務省側の事務要領の問題に過ぎない」と「原則」を主張される方もおられるかと思えます。

そこで次に、大量市販暗号品を「特例扱い」とするのが輸出令 4 条 1 項の趣旨から見て適切かどうかを考えてみることにします。4 条 1 項特例の対象は物の性質としては規制該当仕様ですが、当該輸出の性質から大臣許可を免除するというものです。そのことは下表からも見て取れますが、**ただ一つ、大量市販暗号品の免除条項だけは輸出時の状況に関係なく、物の性質により適否が決まります。**

輸出令 4 条	内容
1 項一号	仮陸揚貨物の再輸出
1 項二号イ	船・航空機の自己使用のための輸出
1 項二号ロ	航空機用の要修理品の無償輸出
1 項二号ハ	条約等で輸出制限免除の貨物を国際機関が輸出
1 項二号ニ	本邦の在外外交機関向けの公用貨物の輸出
1 項二号ホ	無償で輸入した貨物の無償再輸出
1 項二号ヘ	後に無償輸入する（積み戻す）ことを前提の無償輸出
1 項三号	別表第 1 の 16 項(1)品で補完輸出規制要件に非該当の場合の輸出
1 項四号	別表第 1 の 16 項(2)品で補完輸出規制要件に非該当の場合の輸出
1 項五号	少額の輸出
1 項六号	大量市販暗号品

なお上記 4 条 1 項六号のことを「販売の態様によって適否が決まるもの」であるから「貨物自体の性質に基づいて適否判断するものでない」とする説を見かけます。一理あることは認めますが、**大量市販暗号品（例えば市販のノート PC）であることも「貨物の性質と見なす」方がより現実的である**と考えます。

なぜなら、例えば市販のノート PC が市販のノート PC であるということは、既にその貨物の特性となっているからです。つまり誰がどのような状況で輸出するかに関係なく、それは市販のノート PC でありますから、「貨物の性質に基づき規制外」ということになるのです。

「物の性質による」規制基準は規制リストで、「輸出時の状況による」考慮は特例規定で、



という形に整理するのは、法令をすっきり分かりやすくする意味でも有益です。

#### 8) 結び

ここまでの記述の要点をあらためて記しますと次の3点であります。

- ①「リスト非該当」と「特例適用」が本質（大臣許可不要）は同じでありながら実務としては同じでない
- ②それが我が国だけに見られる特異な制度である
- ③大量市販品条項は輸出令4条の特例規定のなかで異質な存在である

その結果が経済界にとっていかに大きな事務作業の負担になっているかは、皆様既に御存じのことなのでここでは繰り返しません。ただ、このために費やす労力が、我が国の安全保障輸出管理に全く貢献していないことは特筆してよいのではないかと思います。

改むべきことは改め、それにより我が国の輸出管理が更に効果的なものになりますよう皆様のお力で道筋をつけていただけるならこれにまさる喜びはありません。